内水面漁業の振興に関する法律(暫定版)

(平成二十六年六月二十七日法律第百三号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 基本方針等(第九条・第十条)
- 第三章 内水面漁業の振興に関する施策
 - 第一節 内水面水産資源の生息状況等の調査 (第十一条)
 - 第二節 内水面水産資源の回復に関する施策 (第十二条一第十四条)
 - 第三節 内水面における漁場環境の再生に関する施策 (第十五条―第十九条)
 - 第四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策 (第二十条一第二十五条)
 - 第五節 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出 (第二十六条一第三十四条)
- 第四章 協議会(第三十五条)
- 第五章 罰則(第三十六条—第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面 的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たし ていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切か つ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにす ることを旨として、講ぜられなければならない。

(定義)

- 第三条 この法律において「内水面漁業」とは、内水面における水産動植物の採捕又は 養殖の事業をいう。
- 2 この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の 地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の 提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の 多面にわたる機能をいう。